

鳥取縣公報

昭和二十一年九月十三日
 第七千七百四十五號

金曜日

本書ノ大キサハ規定規格5A列

告示

鳥取縣告示第三百七十九號

牛、馬、豚、羊及び山羊の内臓販賣統制額が物價廳長官に
 おいて次のやうに指定された。

昭和二十年十二月鳥取縣告示第四百三十二號（牛、馬、豚、
 羊及び山羊等ノ最高販賣價格ノ件）はこれを廢止する。
 昭和二十一年九月十三日

鳥取縣知事 林 敬 三

物價統制令第四條の規定によつて牛、馬、豚、羊及び山羊
 の内臓販賣統制額を次のやうに定める。

昭和二十一年九月十三日

物價廳長官 藤 桂之助

一、内臓最高販賣價格

種別	畜種	單位	最終販賣業者 最高販賣價格
----	----	----	------------------

頭肉、尾肉、舌、横 隔膜、縱隔膜	牛、豚、羊 山羊	一〇〇匁	一八圓
腎臟、心臟、肝臟、 胃筋部、頭肉、尾肉、 舌	牛、馬、豚 羊、山羊	一〇〇匁	一五圓
橫隔膜、縱隔膜	馬	一〇〇匁	一五圓
其の他	牛、馬、豚 羊、山羊	一〇〇匁	八圓
脂	牛、馬、豚	一〇〇匁	二五圓
脂肪	牛、馬、豚	一〇〇匁	四五圓
骨（脂肪を取らざる も）		一貫匁	一〇圓

一、本告示價格生もの、價格で煮沸したもの、價格は
 前表價格に夫々二割に相當する額を加算し得るものと
 する。

三、計算の最終において生じた錢位未滿は切捨てるもの
 とする。

